

茨城県内水面漁場計画

第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 茨内共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県神栖市矢田部及び波崎地先の利根川

ウ 漁場の区域

次の基点第1号とアとを結んだ線から基点第2号とイとを結んだ線までの間の利根川の区域における茨城県水面（別図1のとおり）

	緯度経度	位置
基点第1号	35° 44.597' N 140° 50.605' E	茨城県神栖市波崎新港地先の波崎漁港航路護岸に設置した標識
基点第2号	35° 48.566' N 140° 43.701' E	茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点
ア	35° 44.570' N 140° 51.329' E	基点第1号から92度(真方位)の線と利根川右岸との交点
イ	35° 48.340' N 140° 43.192' E	基点第2号から240度55分(真方位)の線と利根川右岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、かき漁業50か統以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県神栖市のうち旧鹿島郡波崎町（太田を除く。）

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 1



茨内共第1号

背景図; 地理院タイル

2 公示番号 茨内共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川

ウ 漁場の区域

次の基点第2号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面（別図2のとおり）

	緯度経度	位置
基点第2号	35° 48.566' N 140° 43.701' E	茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点
ア	35° 48.340' N 140° 43.192' E	基点第2号から240度55分(真方位)の線と利根川右岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、す建65か統、おだ2か統（おだ1か統とは、おだ3基をいう。）、張網30か統以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

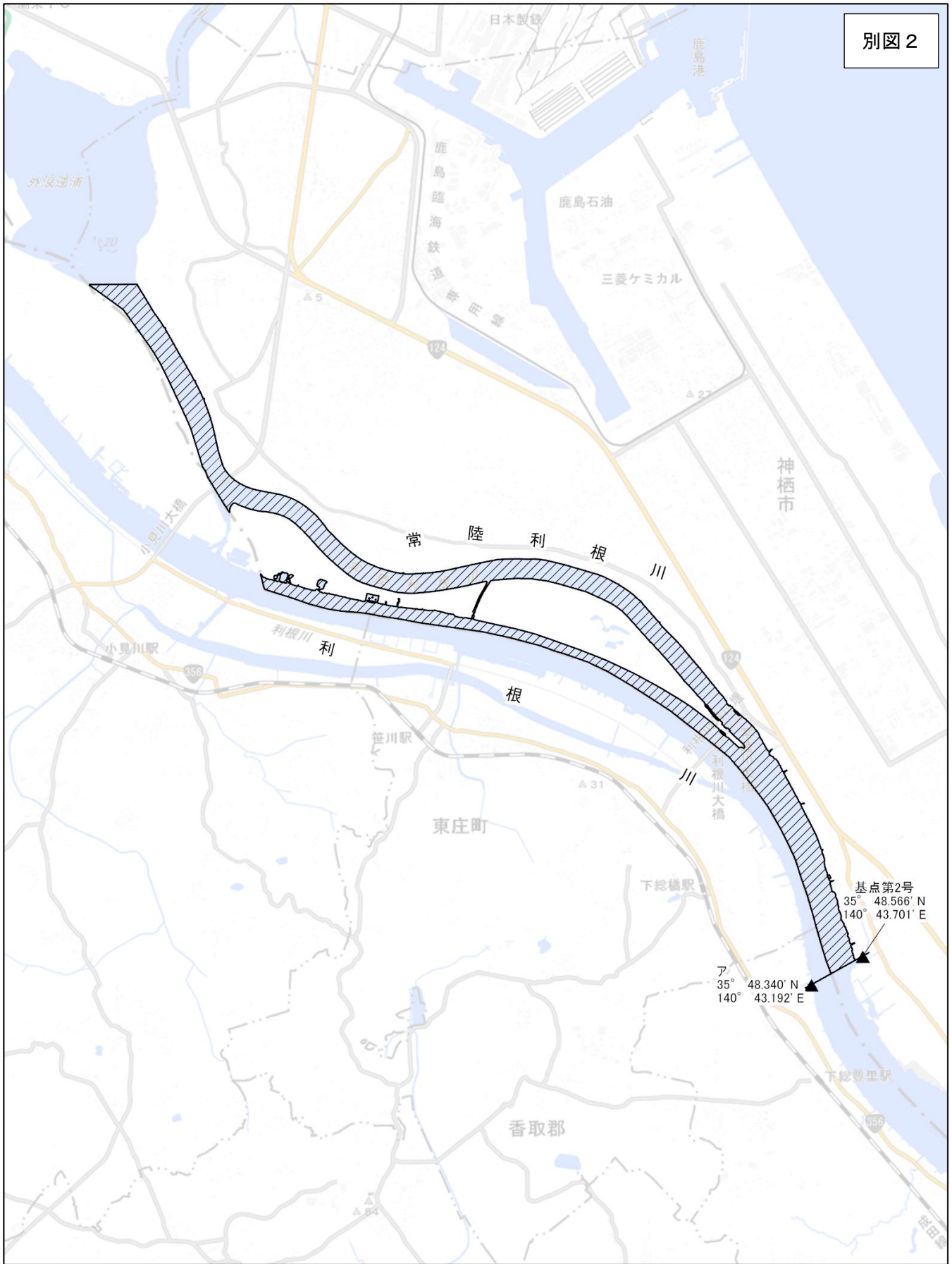
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県神栖市太田及び同市のうち旧鹿島郡神栖町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図2



茨内共第2号

背景図: 地理院タイル

3 公示番号 茨内共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	たなご漁業	1月1日から12月31日まで
	もろこ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川

ウ 漁場の区域

茨城県龍ケ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域（別図3のとおり）

	緯度経度	位置
往還橋下流端	35° 55.486' N 140° 8.025' E	茨城県龍ケ崎市小通幸谷町地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、おだ40か統（おだ1か統とは、おだ3基をいう。）、す建9か統、長ぶくろ網1か統、張網50か統以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

ウ 牛久沼土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

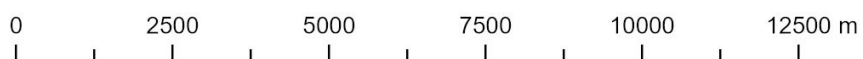
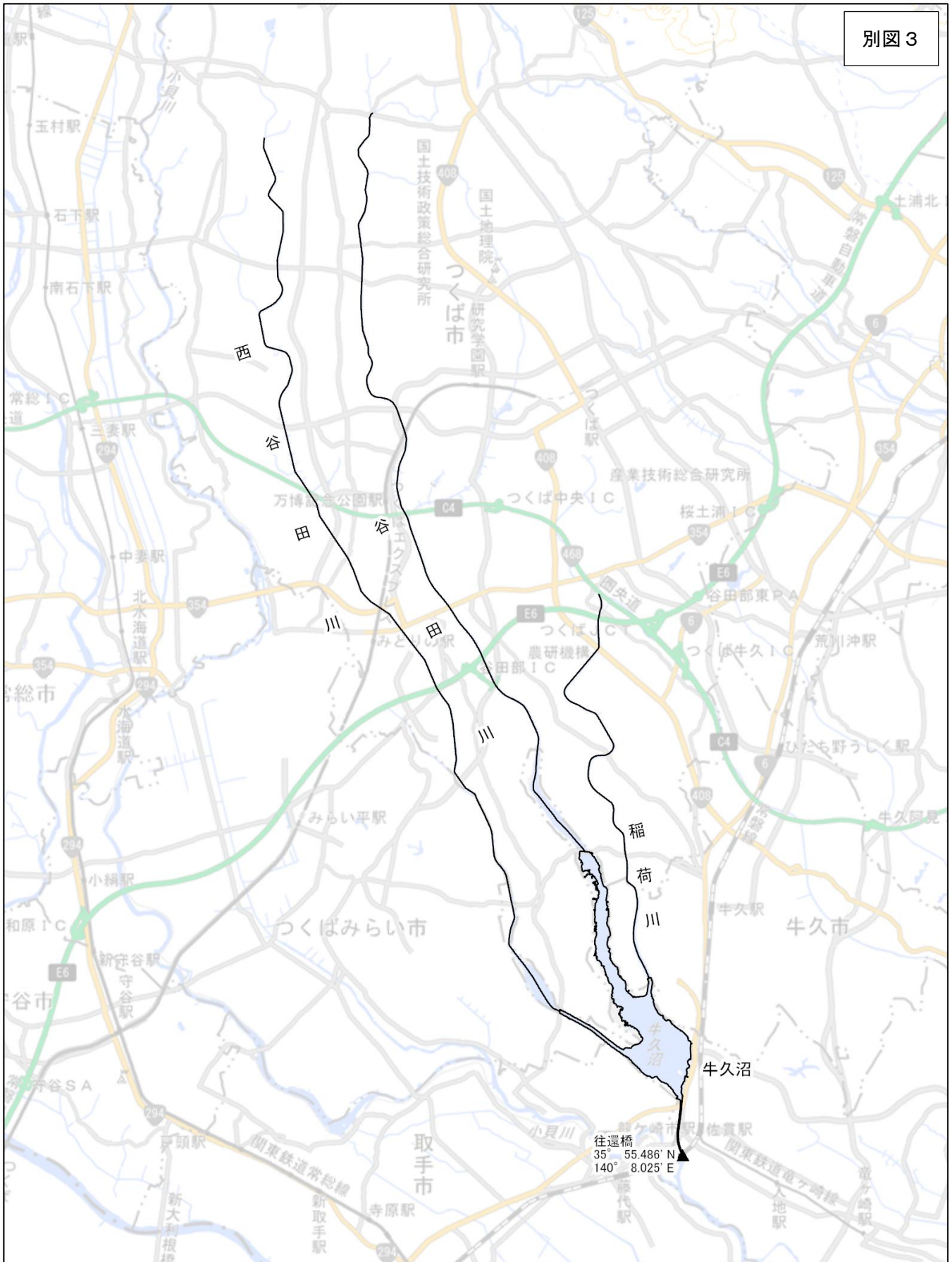
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県龍ケ崎市、牛久市、つくば市、つくばみらい市及び取手市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図3



茨内共第3号

背景図: 地理院タイル

4 公示番号 茨内共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで
	なまず漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路

ウ 漁場の区域

次の基点第4号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。

なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。(別図4のとおり)

	緯度経度	位置
基点第4号	35° 52.728' N 140° 7.630' E	茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭0.00
ア	35° 52.768' N 140° 7.510' E	基点第4号から292度(真方位)の線と小貝川右岸との交点
往還橋下流端	35° 55.486' N 140° 8.025' E	茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、まき網20か統、うなぎ長ぶくろ網27か統以内とし、うなぎ長ぶくろ網の操業期間は、9月1日から11月30日までとする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

ウ 福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する区域に

については、各土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

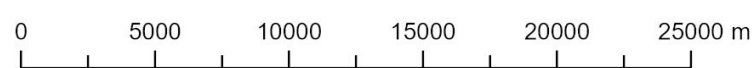
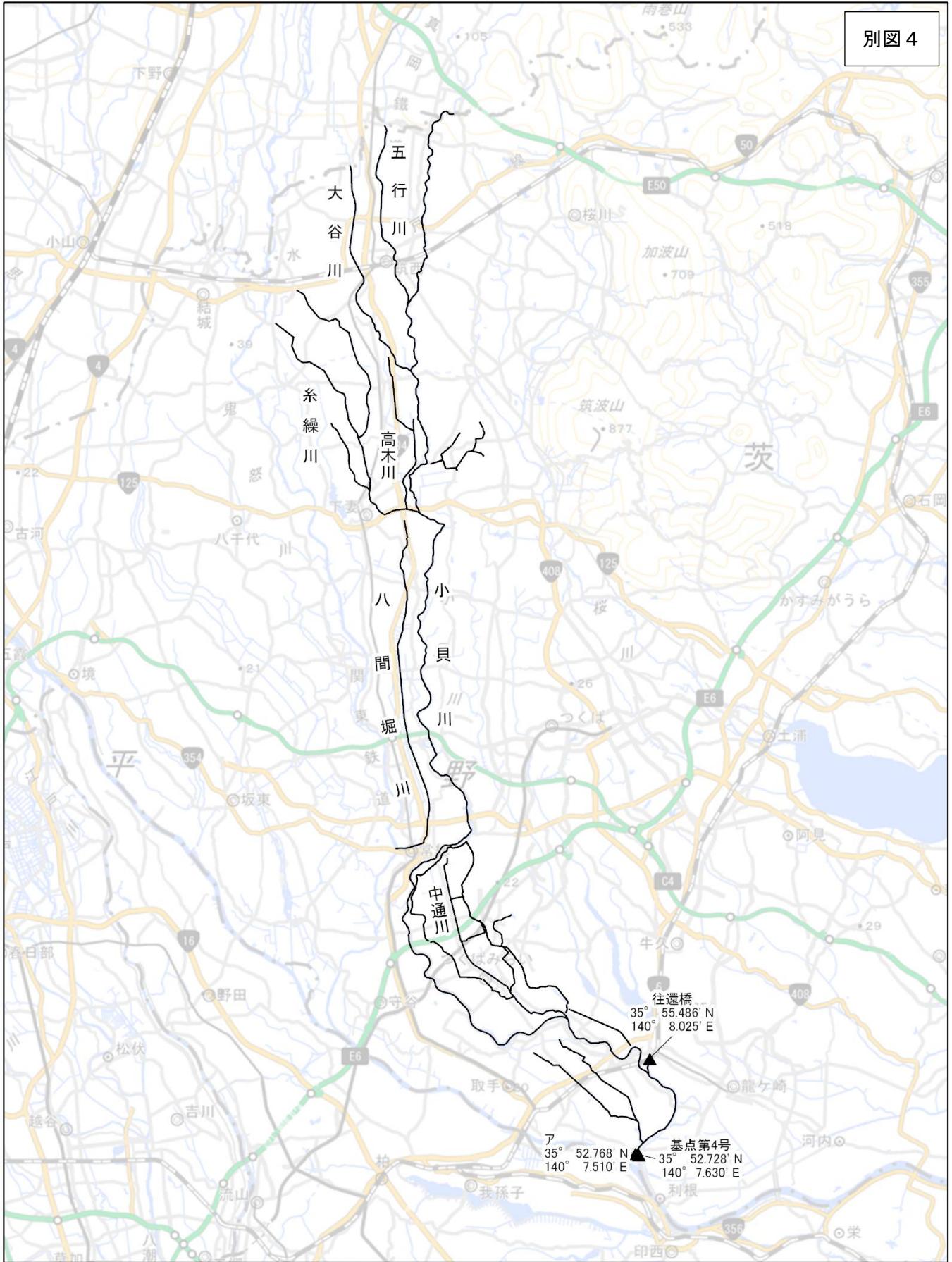
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県筑西市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市及び北相馬郡利根町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 4



茨内共第4号

背景図: 地理院タイル

5 公示番号 茨内共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	にごい漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで
	なまず漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流

ウ 漁場の区域

次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域（別図5のとおり）

	緯度経度	位置
基点第5号	35° 56.393' N 139° 57.111' E	茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭 96.0
ア	35° 56.255' N 139° 57.003' E	基点第5号から 212 度（真方位）距離 303 メートルの点
イ	35° 56.283' N 139° 57.067' E	基点第5号から 197 度（真方位）距離 213 メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、まき網 23 か統、うなぎ長ぶくろ網 11 か統以内とし、うなぎ長ぶくろ網の操業期間は9月1日から11月30日までとする。

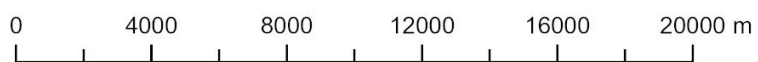
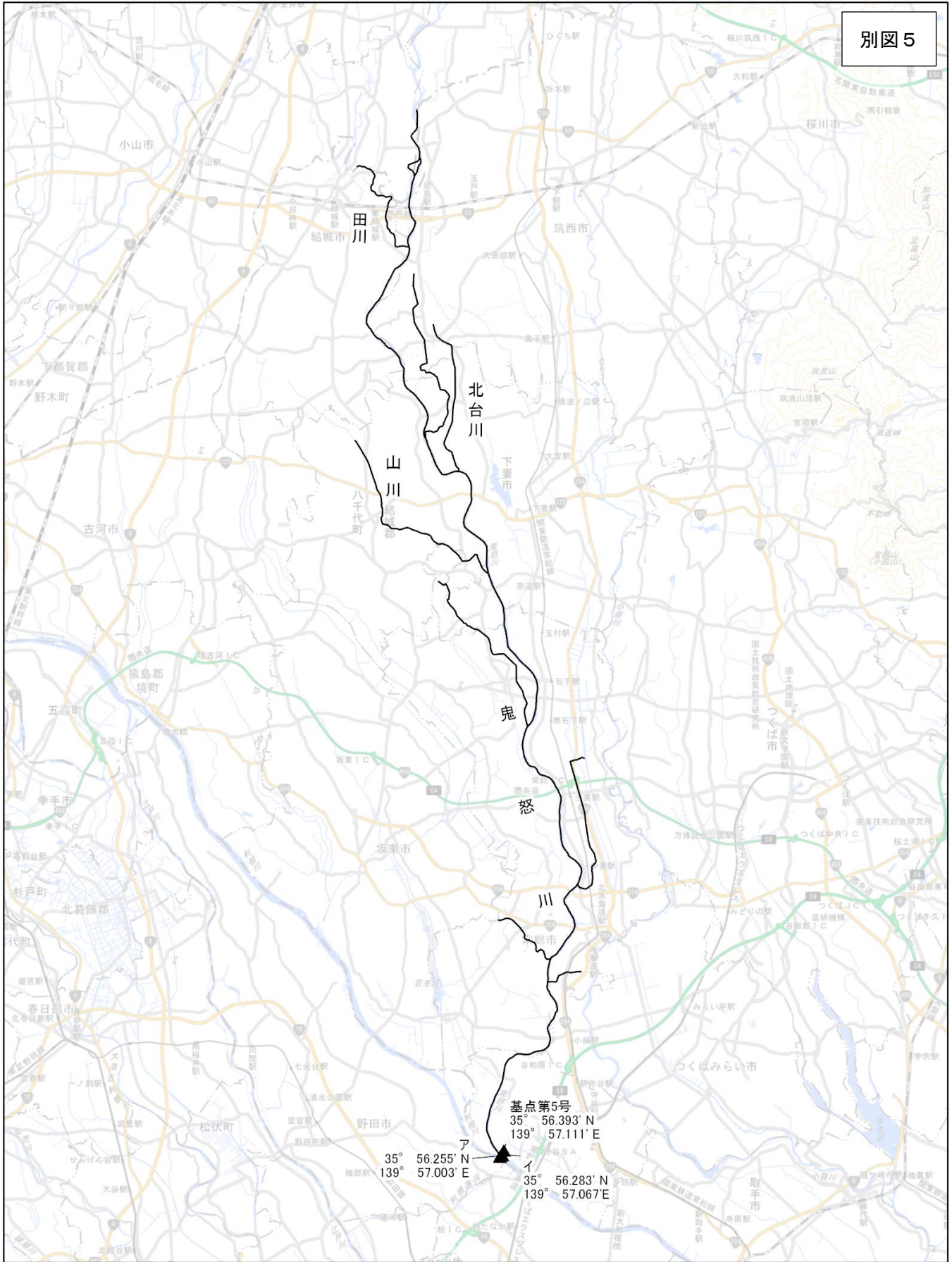
イ 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

- (5) 関係地区 茨城県筑西市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、結城郡八千代町及び古河市
- (6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図5



茨内共第5号

背景図; 地理院タイル

6 公示番号 茨内共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。）、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川

ウ 漁場の区域

飯沼川（菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域（別図6のとおり）

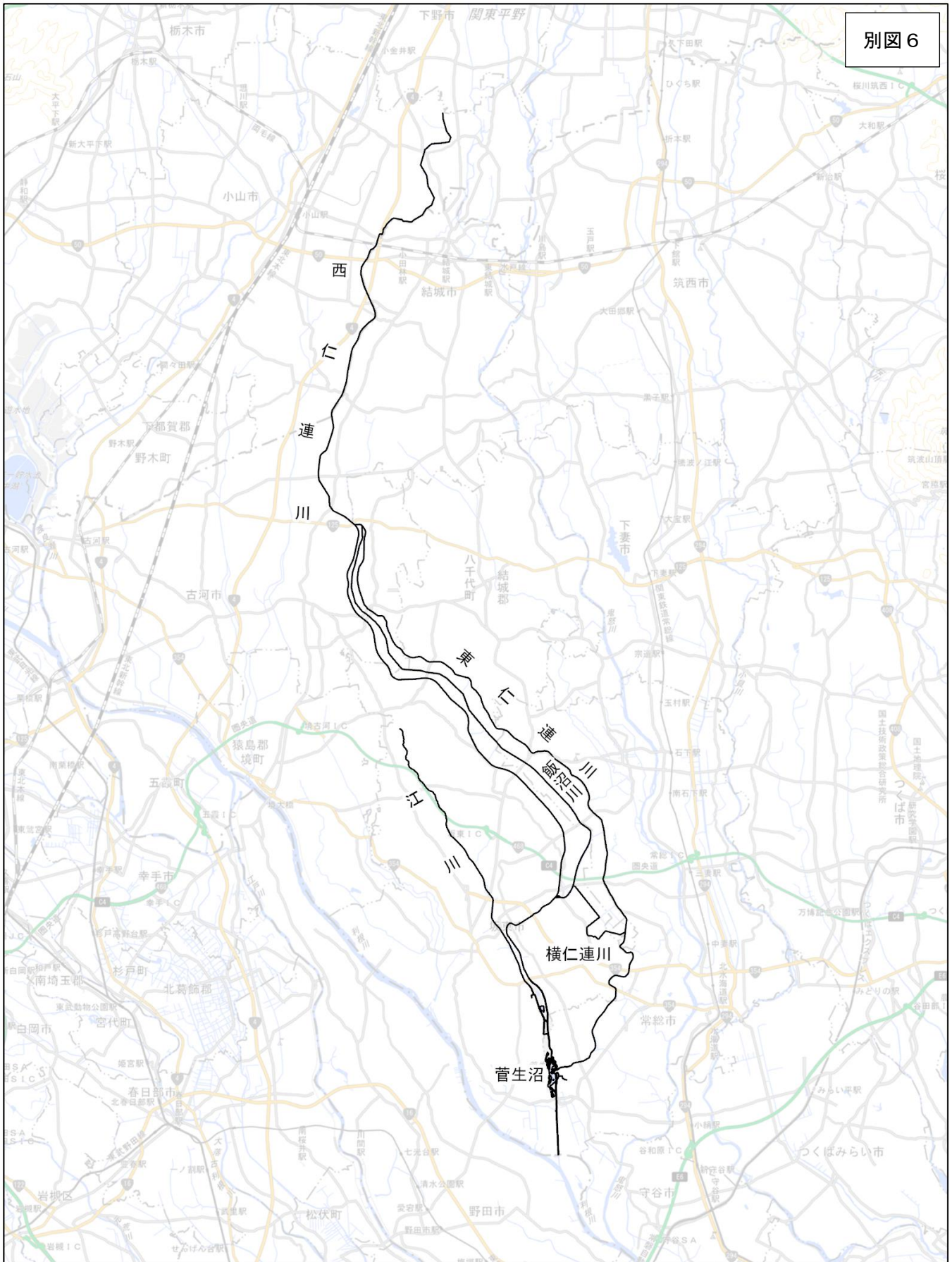
(2) 免許予定日 令和6年1月1日

(3) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(4) 関係地区 茨城県結城市、常総市、坂東市、結城郡八千代町及び古河市

(5) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図6



茨内共第6号

背景図; 地理院タイル

7 公示番号 茨内共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川

ウ 漁場の区域

茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根河口水閘門）から上流の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の廃川の区域（別図7のとおり）

	緯度 経度	位置
新利根川河口水閘門	35° 56.717' N 140° 27.141' E	茨城県稲敷市上須田地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、建網、長ぶくろ網及び張網は各15か統、おだは20か統（おだ1か統とは、おだ3基をいう。）以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない

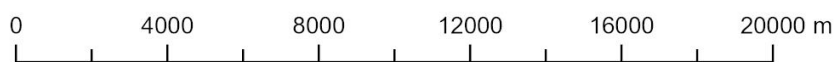
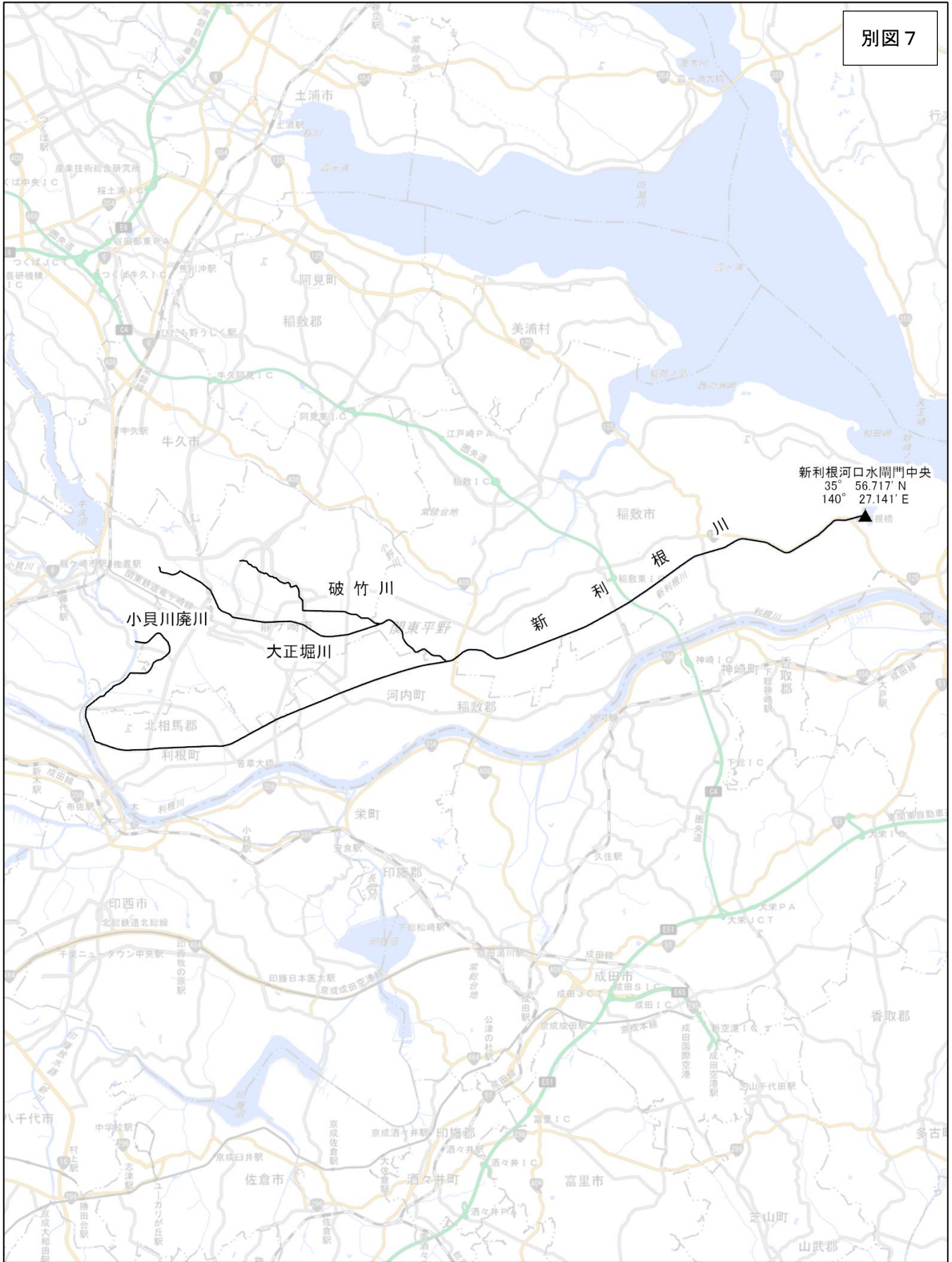
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県龍ヶ崎市、稲敷市、稲敷郡河内町及び北相馬郡利根町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図7



茨内共第9号

背景図: 地理院タイル

8 公示番号 茨内共第 10 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流

ウ 漁場の区域

茨城県稲敷市地先の小野川河口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域（別図8のとおり）

	緯度経度	位置
古渡橋下流端	35° 58.496' N 140° 21.048' E	茨城県稲敷市古渡地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

ア 張網の操業統数は、12か統以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

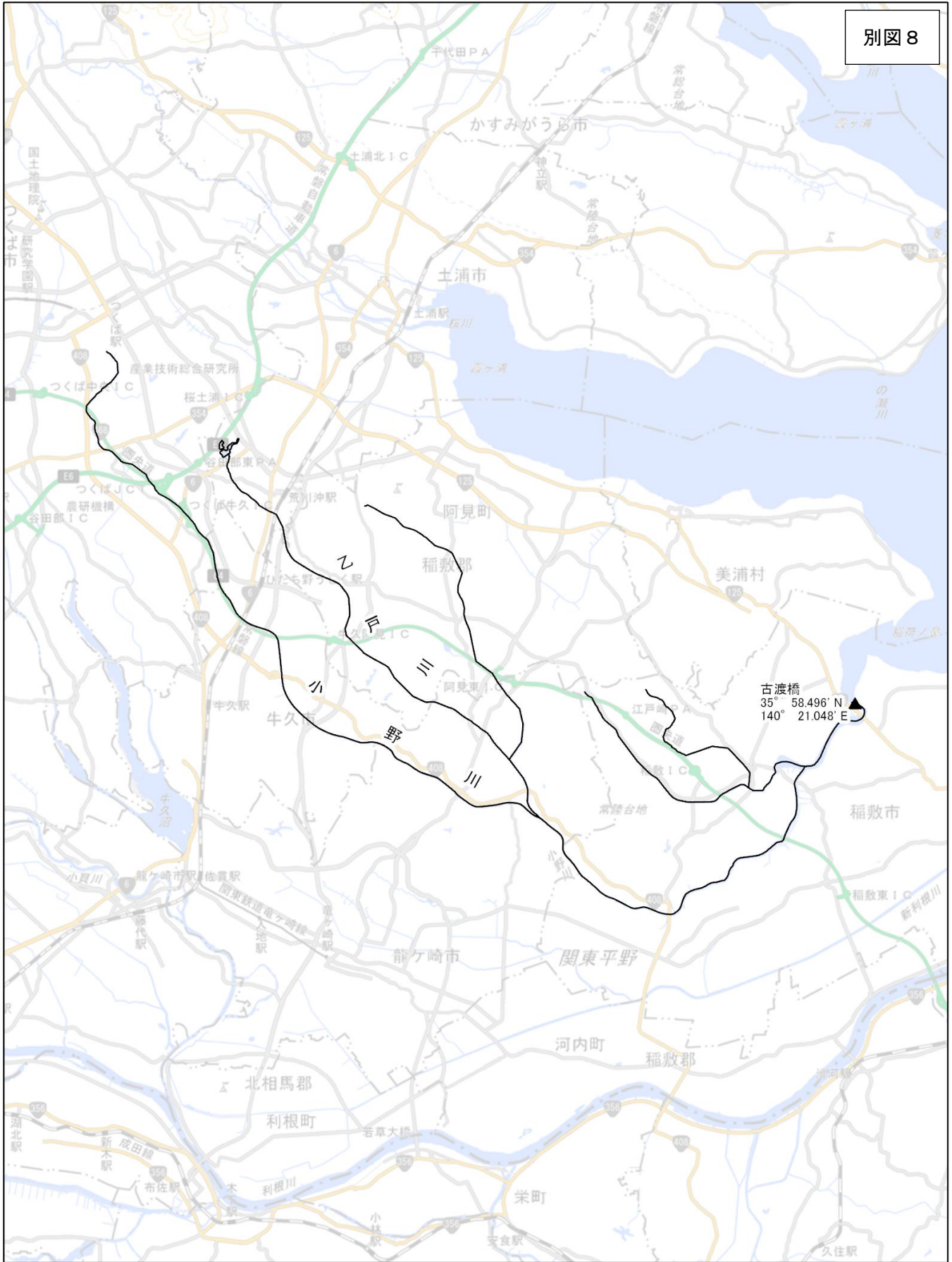
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

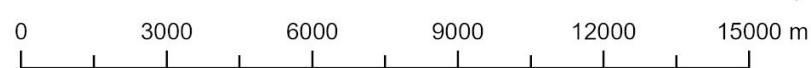
(5) 関係地区 茨城県龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、稲敷市及び稲敷郡阿見町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図8



茨内共第10号



背景図;地理院タイル

9 公示番号 茨内共第 11 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川

ウ 漁場の区域

次の基点第 15 号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面（別図 9 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第 15 号	35° 54.549' N 140° 26.172' E	千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点
イ	35° 54.807' N 140° 26.129' E	基点第 15 号から 352 度（真方位）の線と利根川左岸との交点

(2) 制限又は条件

- ア 操業統数は、建網、うなぎ長ぶくろ網及び張網各 5 か統以内とする。
イ 船舶の航行を妨げてはならない。

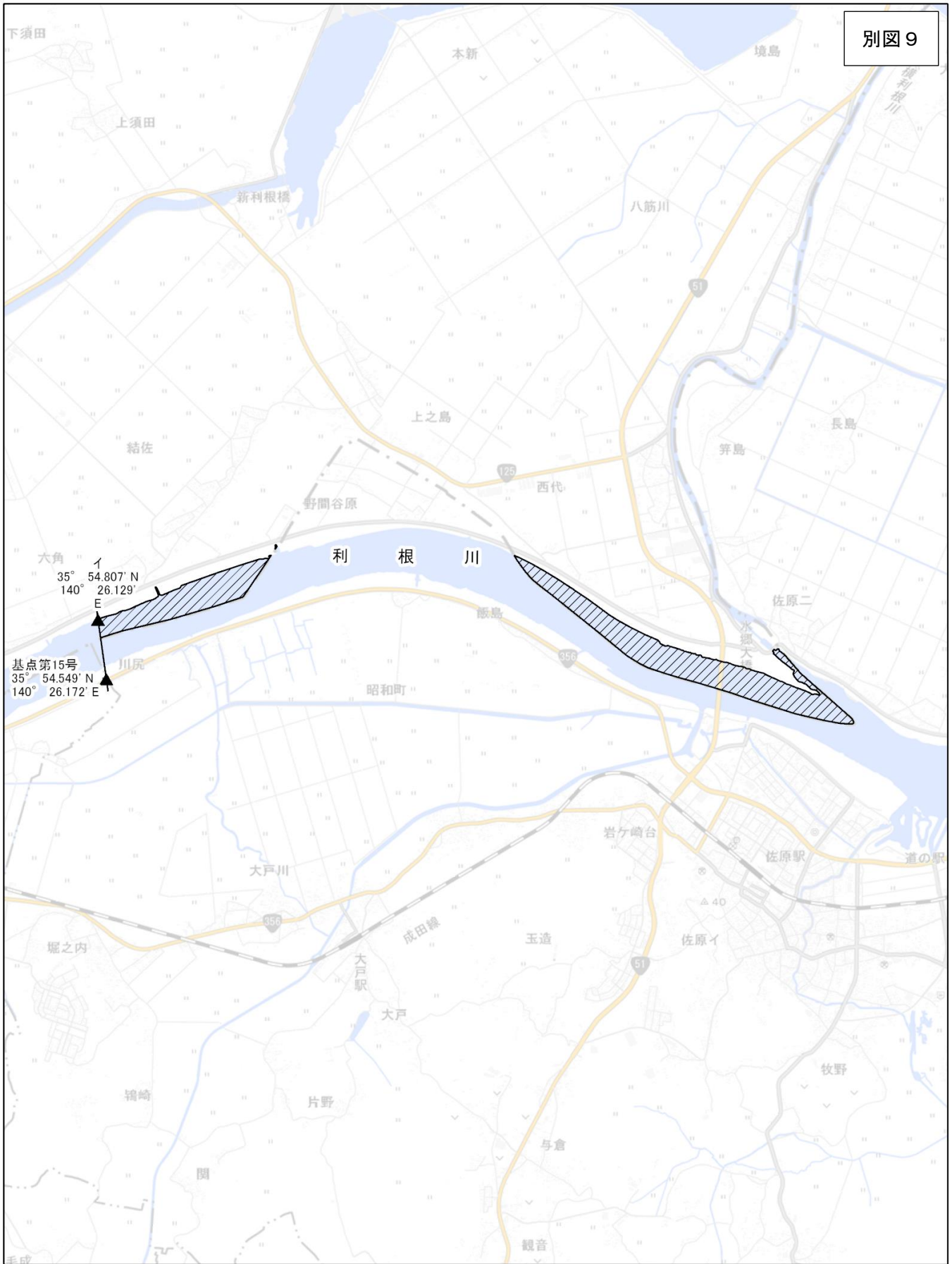
(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(5) 関係地区 茨城県稲敷市のうち旧稲敷郡東町

(6) 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで

別図9



茨内共第11号

背景図: 地理院タイル

10 公示番号 茨内共第 12 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 5 種共同漁業	えび漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	こい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ふな漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	にこい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	はぜ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流

ウ 漁場の区域

次の基点第 16 号と基点第 17 号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域（別図 10 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第 16 号	36° 4.574' N 140° 13.022' E	桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の 国土交通省河川管理境界標識
基点第 17 号	36° 4.473' N 140° 13.022' E	桜川河口（茨城県土浦市河原町地先）右岸 の国土交通省河川管理境界標識

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、す建 5 か統、四ッ手網 22 か統以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

ウ つくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理している区域については、各土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

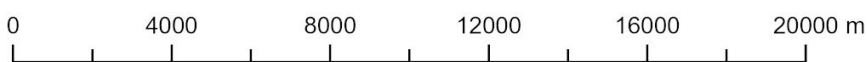
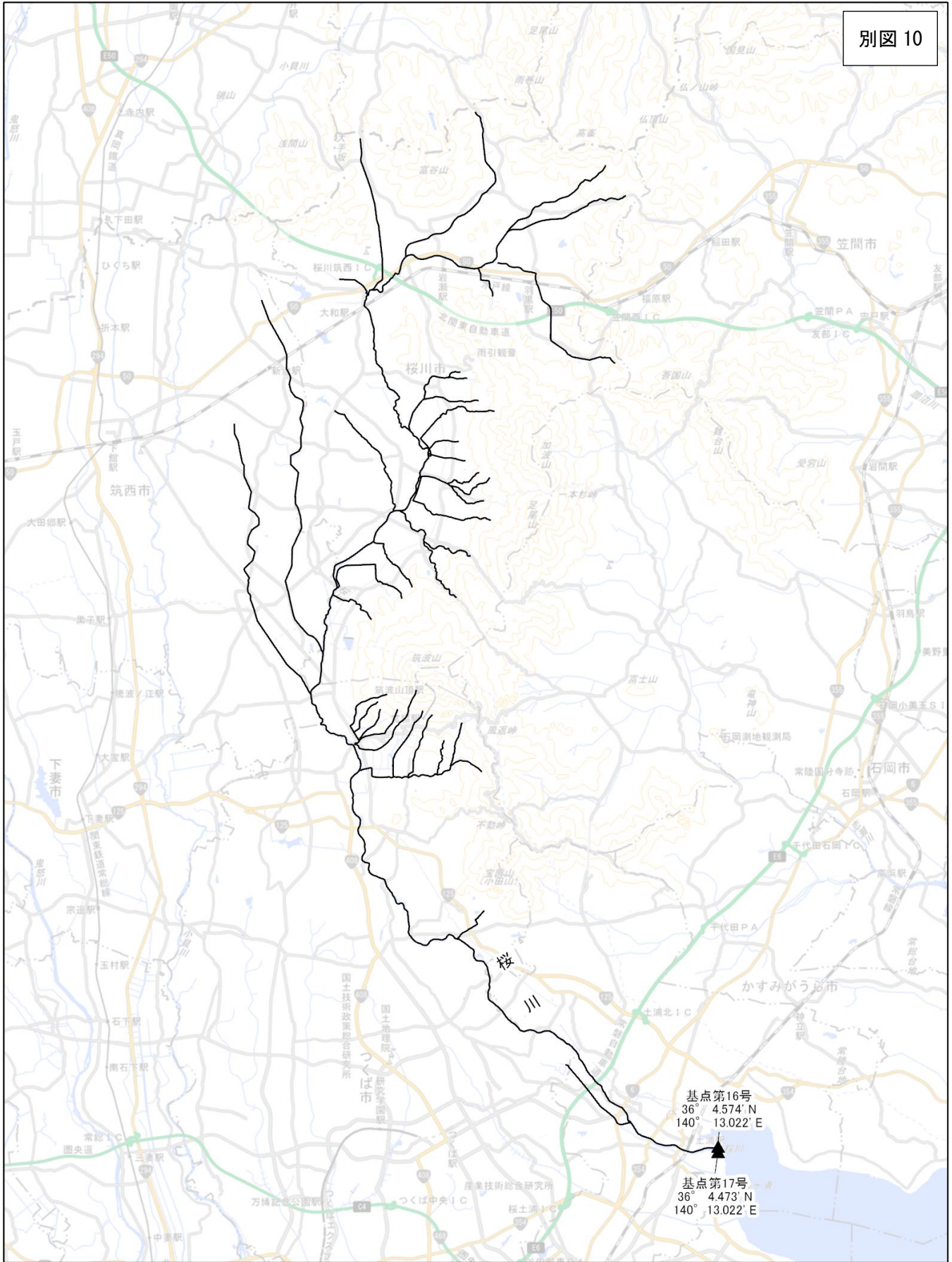
(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(5) 関係地区 茨城県土浦市、つくば市、桜川市及び筑西市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 10



茨内共第12号

背景図; 地理院タイル

11 公示番号 茨内共第 13 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	にごい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	ぼら漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで
	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流（涸沼川を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。

(別図 11 のとおり)

	緯度経度	位置
基点乙	36° 20.239' N 140° 35.640' E	那珂湊漁港取付護岸に設置した標識
基点第 10 号	36° 20.197' N 140° 35.034' E	茨城県水戸市川又町の東端
ア	36° 20.122' N 140° 35.822' E	基点乙から 128 度（真方位）の線と対岸との交点
イ	36° 20.152' N 140° 35.182' E	基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 魚せきの操業統数は、5か統以内とし、操業期間は、9月1日から12月31日までとする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

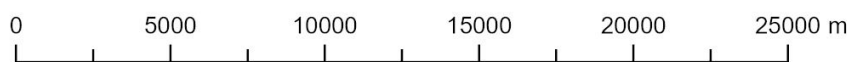
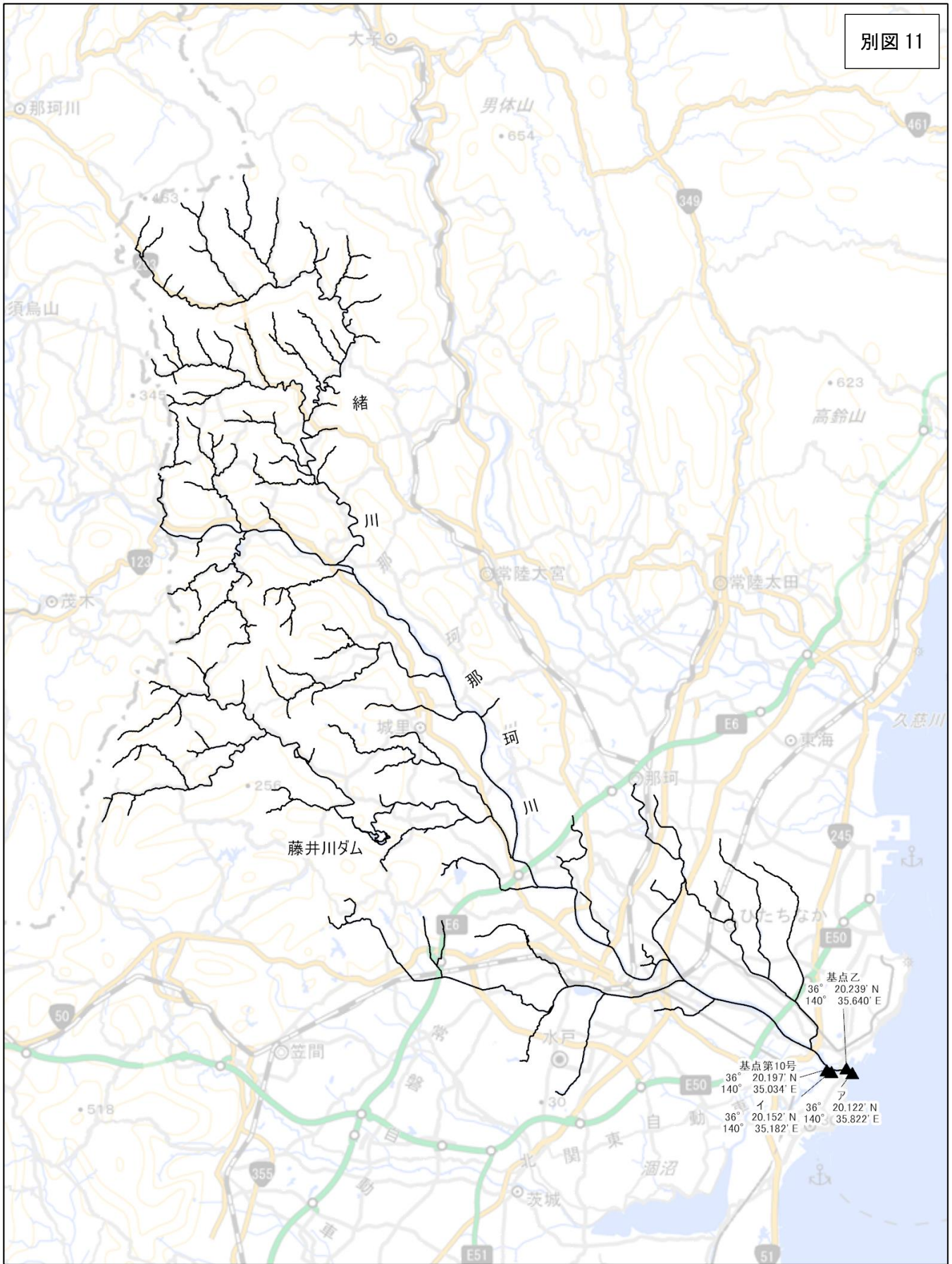
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町、城里町、常陸大宮市及び那珂市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 11



茨内共第13号

背景図: 地理院タイル

12 公示番号 茨内共第 14 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 5 種共同漁業	えび漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	こい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ふな漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うぐい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あゆ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ぼら漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	はぜ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の潤沼川（潤沼を含む。）及びその支流

ウ 漁場の区域

次の基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の潤沼川（潤沼を含む。）及びその支流の区域（別図 12 のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第 10 号	36° 20.197' N 140° 35.034' E	茨城県水戸市川又町の東端
イ	36° 20.152' N 140° 35.182' E	基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、長ぶくろ網 10 か統、す巻 8 か統、張網 40 か統、おだ 20 か統（おだ 1 か統とは、おだ 3 基をいう。）以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

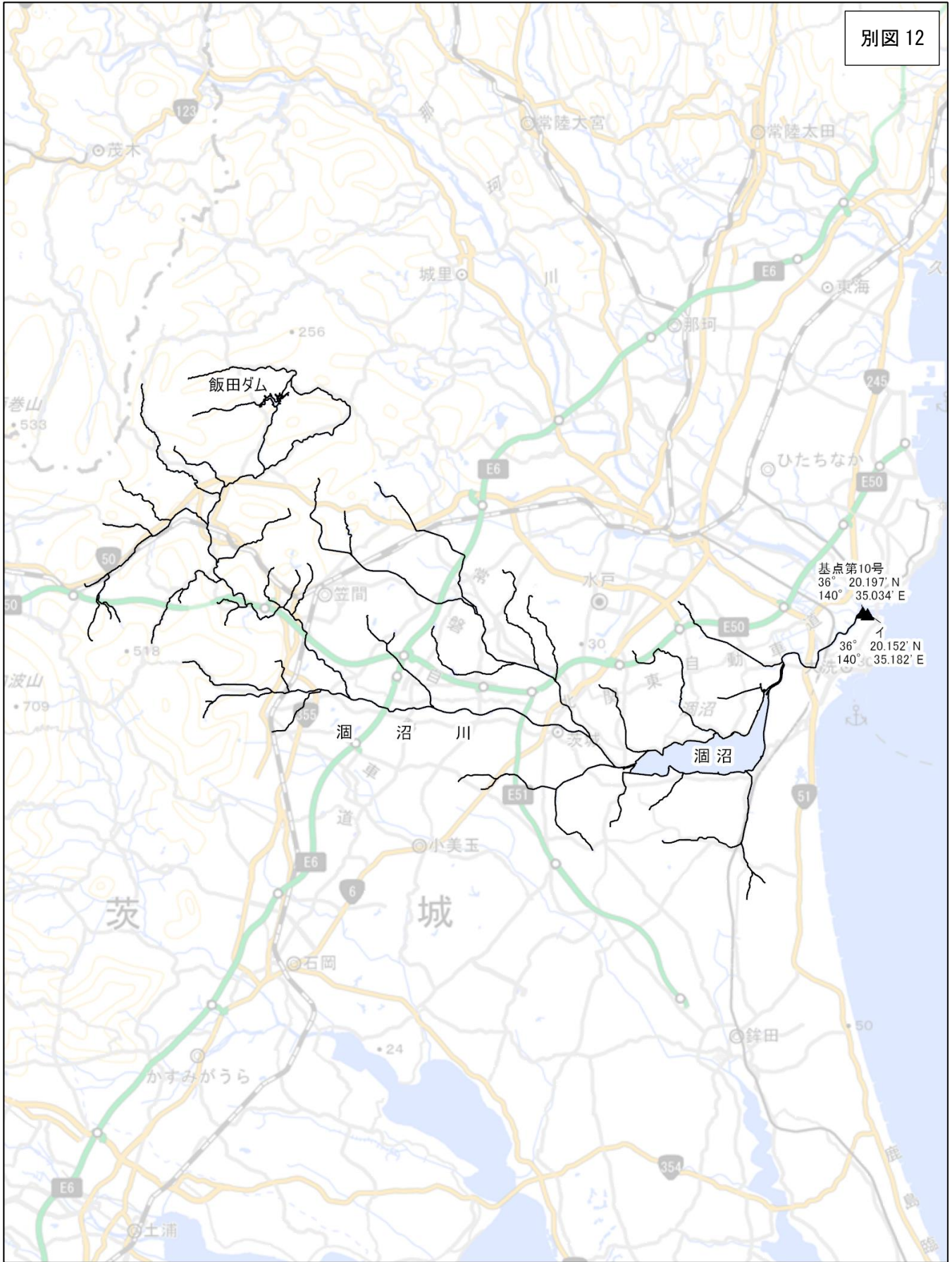
(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(5) 関係地区 茨城県水戸市、笠間市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 12



茨内共第14号

背景図: 地理院タイル

13 公示番号 茨内共第 15 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 5 種共同漁業	こい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ふな漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うぐい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あゆ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	はぜ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	やまめ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	いわな漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	さくらます漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流

ウ 漁場の区域

次の基点第 11 号と基点第 12 号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市栗原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。(別図 13 のとおり)

	緯度経度	位置
基点第 11 号	36° 28.811' N 140° 37.154' E	茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤 屈折部頂点
基点第 12 号	36° 28.847' N 140° 36.943' E	茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導 流堤突端

(2) 制限又は条件

ア 魚せきの操業統数は、27 か統以内とし、操業期間は、9 月 15 日から 11 月 30 日までとする。

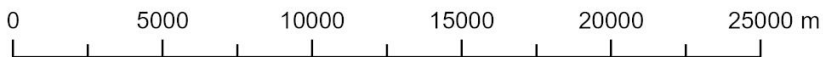
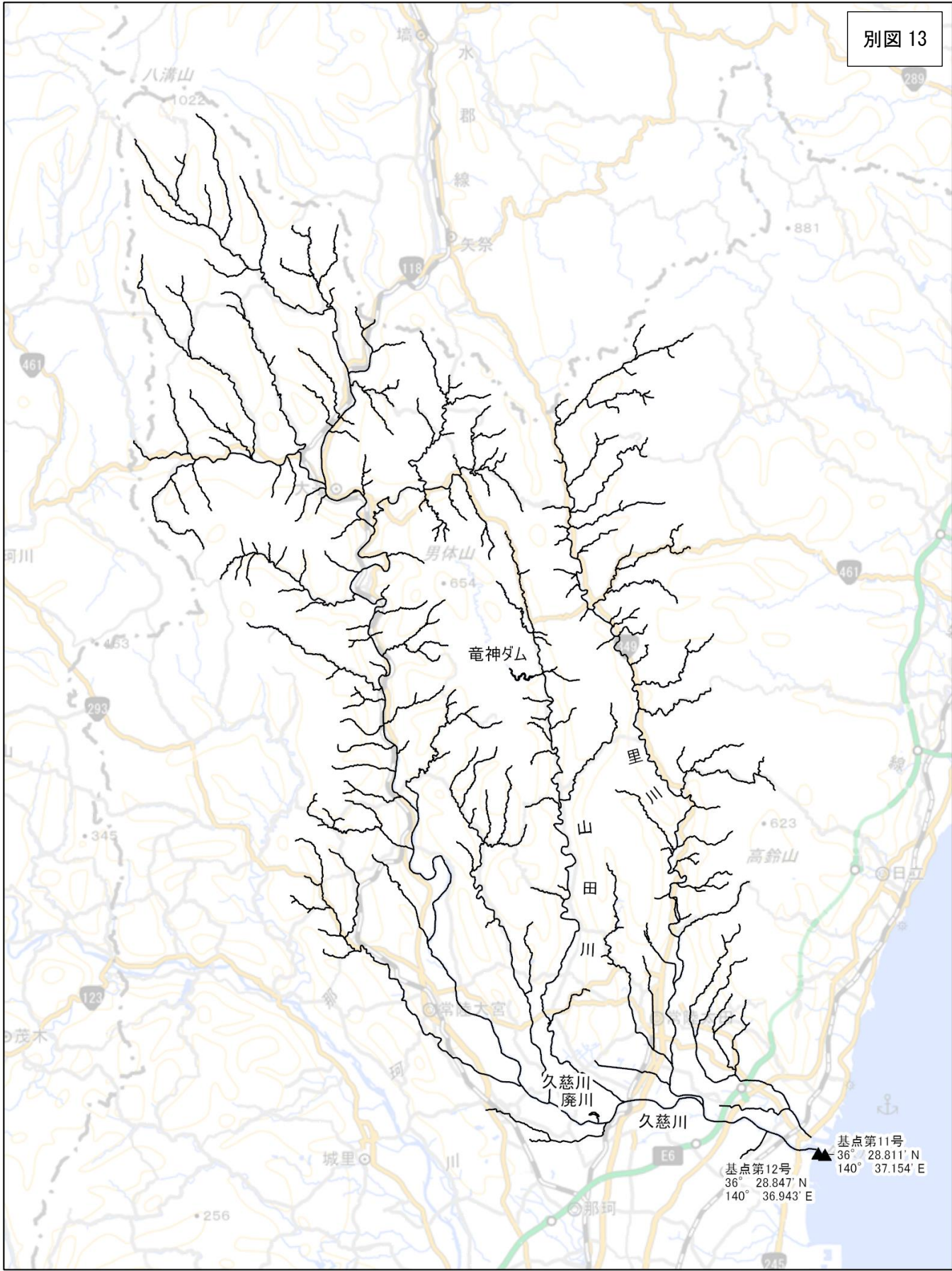
イ 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

- (5) 関係地区 茨城県日立市、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡東海村及び久慈郡大子町
- (6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 13



茨内共第15号

背景図: 地理院タイル

14 公示番号 茨内共第 17 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 5 種共同漁業	こい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ふな漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うぐい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あゆ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	はぜ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	やまめ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	いわな漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路

ウ 漁場の区域

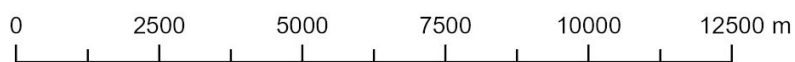
次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第 14 号の 1 から 191 度 48 分 36 秒（真方位）の線と基点第 14 号の 2 から 191 度 48 分 36 秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。（別図 14 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第 14 号	36° 47.710' N 140° 45.415' E	茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点
基点第 14 号の 1	36° 47.800' N 140° 38.719' E	茨城県高萩市大字横川 1521 番地 4 に設置した標柱
基点第 14 号の 2	36° 48.066' N 140° 38.449' E	茨城県高萩市大字横川 1534 番地 3 に設置した標柱
ア	36° 47.717' N 140° 45.383' E	基点第 14 号から 285 度（真方位）49.7 メートルの点
イ	36° 47.709' N 140° 45.376' E	基点第 14 号から 267 度（真方位）57.0 メートルの点

(2) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

- (3) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで
- (4) 関係地区 茨城県北茨城市及び高萩市
- (5) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 14



茨内共第17号

背景図: 地理院タイル

15 公示番号 茨内共第 23 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町及び那珂市地先の那珂川並びにその支流（涸沼川を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点乙とアとを結んだ線から上流水戸市中河内町地先の千歳橋下流端までの那珂川及びその支流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。（別図15のとおり）

	緯度経度	位置
基点乙	36° 20.239' N 140° 35.640' E	那珂湊漁港取付護岸に設置した標識
基点第10号	36° 20.197' N 140° 35.034' E	茨城県水戸市川又町の東端
ア	36° 20.122' N 140° 35.822' E	基点乙から128度（真方位）の線と対岸との交点
イ	36° 20.152' N 140° 35.182' E	基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点
千歳橋下流端	36° 24.235' N 140° 27.355' E	茨城県水戸市中河内町地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

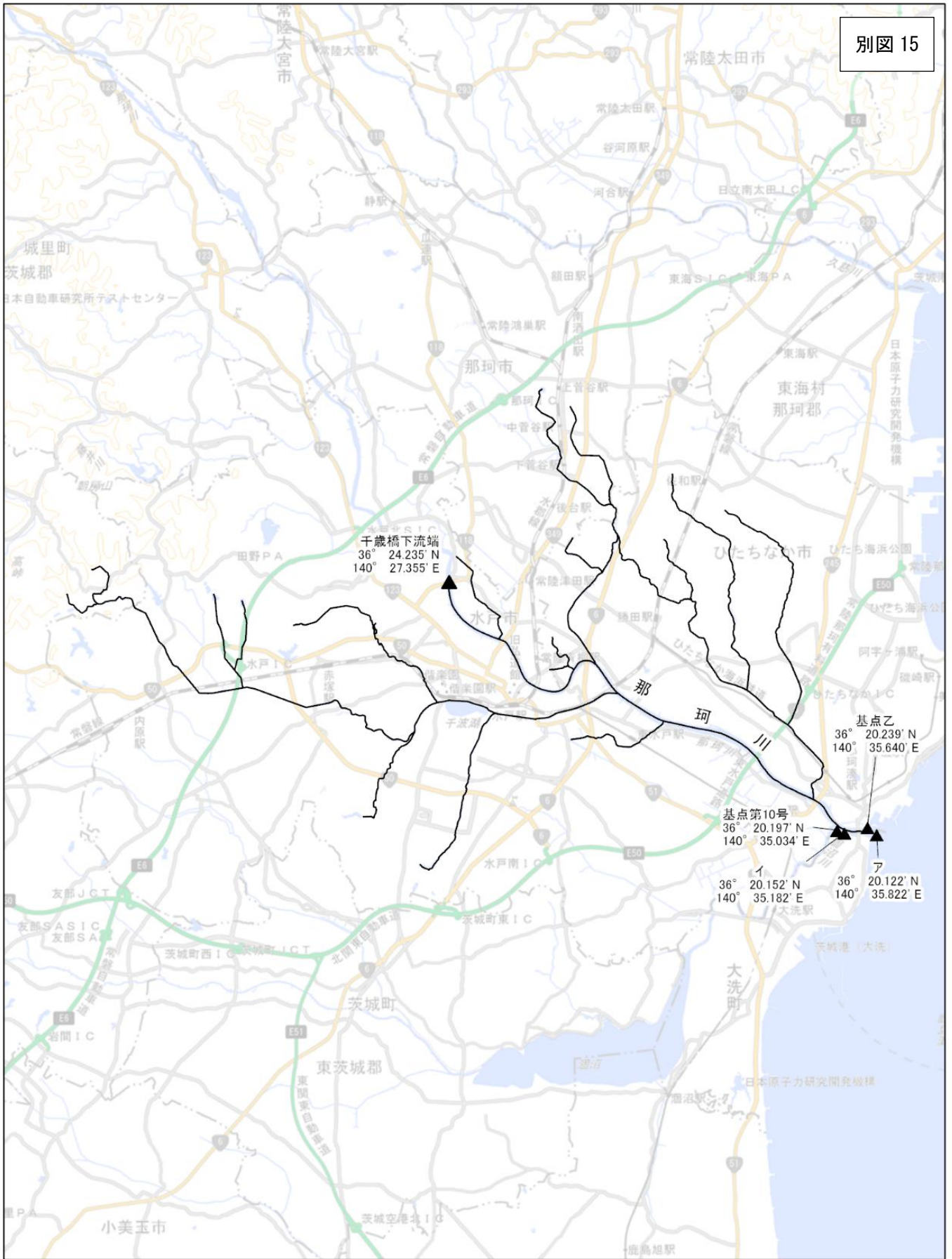
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町及び那珂市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 15



茨内共第23号

背景図: 地理院タイル

16 公示番号 茨内共第 24 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市地先の涸沼川（涸沼を含む。）並びにその支流

ウ 漁場の区域

次の基点第 10 号とイとを結んだ線から上流茨城県東茨城郡茨城町上石崎地先の涸沼大橋下流端までの涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域（別図 16 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第 10 号	36° 20.197' N 140° 35.034' E	茨城県水戸市川又町の東端
イ	36° 20.152' N 140° 35.182' E	基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点
涸沼大橋下流端	36° 16.317' N 140° 27.534' E	茨城県東茨城郡茨城町上石崎地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

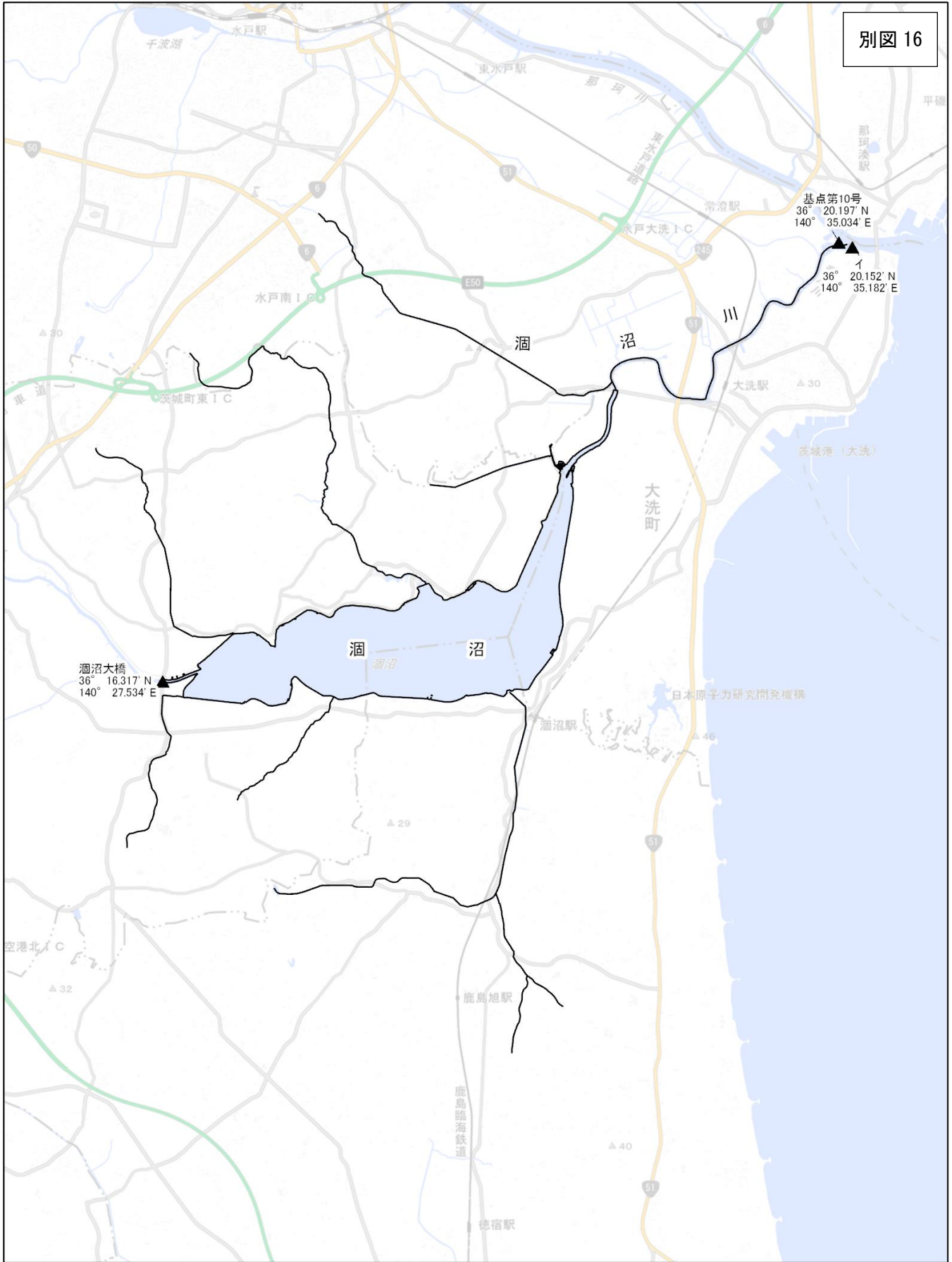
(5) 関係地区 茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市

(6) 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで

第 2 類似漁業権以外の漁業権

該当なし

別図 16



茨内共第24号

背景図: 地理院タイル